

8-3 参政権・請求権と、関連の問題 <基礎編>

国民の政治参加にはどのような問題があるのだろうか？

請願権

国民が政府に対して直接に要望を届けることができる権利を「**請願権**」という。古今東西、政治権力者（政府）は民衆から意見を言われることを嫌い、政策に対する直接的な訴えは禁じられる場合が多かった。この傾向は日本でも同様であり、江戸幕府第8代将軍が実施した「目安箱」のような例外はあっても、基本的に「お上（おかみ）に対して物申す」ことはできなかった。

これに対して日本国憲法（第16条）は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止、又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有」するとし、その具体的手続きが**請願法**によって定められている。これに基づいて、国民は誰でも自分の意見や要望を文書にして請願事項を所管する官公署に提出することができ【①】、官公署はその請願を受理し誠実に処理する義務を負う。さらに請願をした国民は、官公署の対応に不満があるときは**行政不服審査**（審査請求・異議申し立て）および裁判（**訴訟**）を起して対処を求めることができる【②】。

①天皇に対する請願は内閣に提出する。

②請願をしたことを理由に不利益を受けることはない。

裁判を受ける権利

裁判は、個々の具体的な事件に即して法律を公正に適用するよう求める手続きである。行政機関が、みずから都合が良いように法律を解釈して国民に適用することがあつては、国民の利益が損なわれてしまう。それゆえ「公開の法廷」で（憲法82条）、公正な「裁判を受ける」（憲法32条）ことは国民の権利なのである。

刑事裁判以外の裁判を**民事裁判**（**民事訴訟**）といい、市民相互間の争い【③】を審理する裁判（狭い意味での民事訴訟）と、国や地方公共団体が当事者となる裁判（**行政訴訟**）に分けられる。裁判を進める手続きについて、狭い意味での民事訴訟は**民事訴訟法**が、また行政訴訟は**行政事件訴訟法**がそれぞれ定めている。

③裁判で争うことができるのは法律が関係するトラブル（法的紛争）である。

それゆえ、例えば宗教の教義が正しいかどうかをめぐる争いを裁判で解決することはできない。

トラブルが解決せず民事裁判を起して裁判所の判断を求めざるを得なくなったときは、いきなり裁判所に出向くのではなく、まず法律や訴訟手続きに詳しい専門家（弁護士など）に相談するのがよい。実際の法廷では、弁護士など法律専門家に代理人になってもらって争うことができるし【④】、当事者本人が直接法廷で争うこともできる（本人訴訟）。なお国が被告となる行政訴訟においては、検察官（訟務検事）が国の代理人となる。

④簡易裁判所の審理では司法書士の一部も代理人となることができる。